

2017年5月10日

新経済連盟

1 インターネットを利用した取引、プラットフォーム事業者に対する考え方

(意見)

以下の記載について賛成

.....

第1部 取引先事業者の事業活動に対する制限

1 対象範囲

(1) …Eコマースの発展・拡大に伴い、様々なビジネスモデルが創出され、事業者は、広告や流通経路などにおいて、インターネットの利用を活発に行っている。特に、インターネットを利用した取引は、実店舗における取引といった従来の取引方法と比べ、より広い地域や様々な顧客と取引することができるため、事業者にとっても顧客にとっても有用な手段である。以下において、このようなインターネットを利用した取引か実店舗における取引かで考え方を異にするものではない。

また、ショッピングモール、オンラインマーケットプレイス、オンライン旅行予約サービス、家庭用ゲーム機など、消費者と商品を提供する事業者といった異なる2つ以上の利用者グループを組み合わせ、それぞれのグループの利用の程度が互いに影響を与え合うような、いわゆるプラットフォームを運営・提供する事業者（以下「プラットフォーム事業者」という。）による、当該プラットフォームを利用する事業者に対する行為についても、その競争に及ぼす影響についての基本的な考え方を異にするものではない。

.....

(理由)

インターネットを利用する取引かどうか、また、プラットフォーム事業という事業形態をとるかどうかによって独占禁止法適用の基本的な考え方は異なるべきではないことは当然であるため

2 垂直的制限行為のメリット

(意見)

以下の記載のうち、「新規参入が容易になったり,」を削る。

.....

第1部 取引先事業者の事業活動に対する制限

2 垂直的制限行為が競争に及ぼす影響についての基本的な考え方

…他方, 垂直的制限行為によって, 新商品の販売が促進されたり, 新規参入が容易になったり, 品質やサービスが向上するといった競争を促進する効果もたらされる場合もある。

.....

(理由)

垂直的制限行為は参入障壁を高めることによりむしろ新規参入者を排除する効果をもたらすものであり、垂直的制限行為によって新規参入が容易になるというのは一体どのような場合を想定しているのか不明である。少なくとも通常はそのようなことはないと考えられるため、本記載については削除されるべきであるし、仮に記載を維持するのであれば垂直的制限行為がどのようなメカニズムで新規参入を容易にするのかが明確に示されるべきである。

3 ブランド内競争とブランド間競争

(意見)

以下の記載について賛成

.....

第1部 取引先事業者の事業活動に対する制限

2 垂直的制限行為が競争に及ぼす影響についての基本的な考え方

…公正かつ自由な競争が促進されるためには、事業者間取引における各取引段階において公正かつ自由な競争が確保されていることが必要であり、ブランド内競争とブランド間競争のいずれか一方が確保されていれば他方が失われたとしても実現できるというものではない。

.....

(理由)

ガイドラインに記載されているとおり、公正かつ自由な競争を確保するためにはブラン

ド間競争のみならずブランド内競争（小売業者間の競争）も重要であることは当然である。ブランド間競争のみが確保されていればよく、ブランド内競争は不要であるといった見解もあるが、仮にそのような見解が正しいとするとブランド間競争が十分に認められる場合であれば小売業者間でカルテルを実施しても競争には悪影響がないということとなり、明らかに不当であると考える。

4 安売り業者への販売禁止

（意見）

以下の記載について賛成

.....

第2 非価格制限行為

4 流通業者の取引先に関する制限

（4）安売り業者への販売禁止

…事業者が卸売業者に対して、安売りを行うことを理由（注8）に小売業者へ販売しないようにさせることは、事業者が市場の状況に応じて自己の販売価格を自主的に決定するという事業者の事業活動において最も基本的な事項に関与する行為であるため、前記第1「再販売価格維持行為」において述べた考え方に準じて、通常、価格競争を阻害するおそれがあり…

.....

（理由）

安売り業者への販売禁止とは、ガイドライン上、「安売りを行うことを理由に」販売しないようにさせる行為と定義されている。こうした行為が、通常価格競争を阻害するおそれを有することは明らかであると考えられるため現行の記載は適切であると考える。

5 セーフハーバー

（意見）

セーフハーバーについては、これ以上の緩和を検討する必要はない。

（理由）

セーフハーバーについては貴委員会において慎重な検討の結果、2016年の一部改正において既に見直しが行われたところである。当該見直しの際に、当連盟はセーフハーバーの

引き上げは競争に悪影響を与えるおそれがあるとして反対の意見を提出していたところであるが、少なくともこれ以上の緩和の検討を必要とするような状況の全く変化はないと考えられる。

(参考) これまでに当連盟が提出した意見

■ 2016年3月11日

http://jane.or.jp/upload/topic495/topic_1.pdf

■ 2016年4月26日

http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=515

以上